第七十二条に次の一項を加える。

3　第一項の規定による申請を受けた管轄公共職業安定所の長は、当該申請をした日雇労働者に対し、法第四十二条各号のいずれかに該当することを証明することができる書類その他必要な書類の提出を命ずることができる。

第七十三条第一項中「受けたとき」の下に「（当該日雇労働被保険者資格取得届を提出した者が法第四十二条各号のいずれか及び法第四十三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当すると認められる場合に限る。）」を加える。

第七十四条第一項中「添えて」の下に「、当該事業所の事業主を経由して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由のため当該事業主を経由して当該申請書を提出することが困難であるときは、当該事業主を経由しないで提出することができる。

第七十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、管轄公共職業安定所の長は、当該認定を受けようとする者の求職活動の内容を確認するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則第七十四条第一項の規定によりされた日雇労働被保険者資格継続の認可申請については、この省令による改正後の雇用保険法施行規則第七十四条第一項の規定によりされたものとみなす。

告　示

○個人情報保護委員会告示第十号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成二十七年特定個人情報保護委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月三十日から施行する。

平成二十九年四月二十八日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

2．⑴アを次のように改める。

ア　個人番号又は特定個人情報の漏えい等の事案の場合

個人情報保護委員会に速やかに報告する。ただし、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第47条第１項に規定する認定個人情報保護団体の対象事業者である個人情報取扱事業者は、当該認定個人情報保護団体に報告する。

上記にかかわらず、個人情報保護法第44条第１項に基づき個人情報保護法第40条第１項に規定する個人情報保護委員会の権限（報告徴収及び立入検査）が事業所管大臣に委任されている分野における事業者又は金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン若しくは医療関連分野における個人情報保護に関するガイダンス等の適用を受ける事業者の報告先等については、別途公表するところによる。

これらの場合、報告を受けた報告先は、個人情報保護委員会にその旨通知する。

2．⑴イを削り、同⑴ウの見出し中「その他、個人番号の利用制限違反など」を「上記のほか、個人番号の利用制限違反等の」に改め、同⑴ウを同⑴イとする。

2．⑵本文中「個人情報取扱事業者以外の事業者」を「従業員の数が100人以下の事業者（個人番号利用事務実施者を除く。）」に改め、「要しない」の右に「（2．⑴イの場合を除く。）」を加え、同⑵②中「外部」を「実質的に外部」に改める。

3．の見出し及び3．⑴中「第28条の４」を「第29条の４」に改める。

○金融庁告示第十六号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年四月二十八日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定国際会計基準）	（指定国際会計基準）
第三条　指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であって、平成二十八年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。	**第三条**　指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であって、平成二十八年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

○法務省告示第二百二十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十八日

法務大臣　金田　勝年

別表第五バンタンデザイン研究所の項中「バンタンデザイン研究所」を「バンタンデザイン研究所・ファッション学部、同・ヘアメイク学部」に、総合学園ヒューマンアカデミー原宿校の項中「総合学園ヒューマンアカデミー原宿校」を「総合学園ヒューマンアカデミー東京校・ファッションプロデュースコース、同・ヘアメイクアーティストコース」に改め、同項の次に次のように加える。

東京都	総合学園ヒューマンアカデミー秋葉原校・ゲームカレッジ、同・マンガ専攻
東京都	代々木アニメーション学院東京校・アニメーター科、同・アニメ背景美術科、同・アニメ監督・演出科、同・イラスト科、同マンガ科
京都府	エスモード・ジャポン京都校

別表第五エスモード・ジャポン大阪校の項を削り、同表総合学園ヒューマンアカデミー大阪校の項中「総合学園ヒューマンアカデミー大阪校」を「総合学園ヒューマンアカデミー大阪校・ファッションプロデュースコース、同・プログラム専攻、同・グラフィック専攻、同・マンガ専攻」に改め、同項の次に次のように加える。

福岡県	総合学園ヒューマンアカデミー福岡校・プログラム専攻、同・企画・シナリオ専攻、同・マンガ専攻